

1. 会合名	非上場株式の取引等に関するワーキング・グループ（第13回）
2. 日 時	2020年4月6日（月）13:30～14:30
3. 議 案	○ 株式投資型クラウドファンディング制度の見直しに関する検討結果について（案）
4. 主な内容	<p>○ 株式投資型クラウドファンディング制度の見直しに関する検討結果について（案）</p> <p>事務局より、株式投資型クラウドファンディング制度の見直しに関する検討結果（案）について説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>【主な意見】</p> <p><検討結果（案）の内容について></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 方向性としては賛成である。 ➤ 制度の見直しや普及にあたり、VC及びCVCとの連携が必要不可欠である。多数株主の問題等を念頭に改善を進めていくことが重要である。 ➤ 本件見直しは、リスクマネーの安定的な供給に繋がる施策であり、改善の早期実現を期待している。また、オープンイノベーション促進税制に関連して、今後、株式投資型クラウドファンディングを通じた法人からの出資が期待されることから、特定投資家の投資金額の上限撤廃及び対象範囲については、今後検討する必要がある。 ➤ 法人としての投資カテゴリーを設け、別途投資上限金額を設定することも考えられる。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 募集金額の上限1億円について、ミドル～レイターステージの企業のニーズに見合っていないため、上限金額1億円の引上げの検討も進めていただきたいと考えている。 <p>⇒1億円の水準は株式投資型クラウドファンディングに限らず有価証券届出書の提出基準の根幹に関わる議論であり、過去に5億円から1億円に引き下げられた背景として、インターネットによる勧誘等が広まったこともあることから規制緩和の根拠付けが難しく、すぐにそのような制度の見直しが実現することは難しいと思うが、引き続き問題意識を共有し、検討していくことは有意義であると考えている。</p> <p><まとめ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討結果（案）の内容は概ね了承されたため、軽微な修正等については、主査一任とさせていただきたい。 <p>⇒これについて、委員及びオブザーバー一同により了承された。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-6665-6770）